

○豊中市学校教科用図書選定委員会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和28年豊中市条例第38号）第2条の規定に基づき、豊中市学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織及び運営その他選定委員会について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「教科用図書」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項（同法第49条において準用する場合を含む。）に規定する教科用図書をいう。

(所掌事務)

第3条 選定委員会は、豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて豊中市立小学校（以下「小学校」という。）、豊中市立中学校（以下「中学校」という。）又は豊中市立義務教育学校（以下「義務教育学校」という。）において使用する教科用図書の選定についての調査審議を行い、教育委員会に意見を答申するものとする。

(組織等)

第4条 選定委員会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命し、又は委嘱する。

(1) 豊中市教育委員会事務局職員

(2) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める者

ア 小学校及び義務教育学校の前期課程において使用する教科用図書の選定についての調査審議を行う場合 小学校の校長、教頭若しくは教諭又は義務教育学校の校長、副校長、教頭若しくは教諭

イ 中学校及び義務教育学校の後期課程において使用する教科用図書の選定についての調査審議を行う場合 中学校の校長、教頭若しくは教諭又は義務教育学校の校長、副校長、教頭若しくは教諭

(3) 小学校、中学校又は義務教育学校に在籍する児童生徒の保護者の代表

(4) 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、当該ア及びイに定める者

ア 小学校及び義務教育学校の前期課程において使用する教科用図書の選定についての調査審議を行う場合 小学校及び義務教育学校の前期課程に在籍する児童の保護者

イ 中学校及び義務教育学校の後期課程において使用する教科用図書の選定についての調査審議を行う場合 中学校及び義務教育学校の後期課程に在籍する生徒の保護者

3 前項の規定にかかわらず、教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員となることができない。

4 第2項第4号に掲げる者は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(任期)

第5条 委員の任期は、前条第2項の規定により任命され、又は委嘱された日から、当該任命され、又は委嘱された日の属する年度の8月31日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、教育委員会は委員を解任し、又は解嘱することができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 選定委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、選定委員会の事務を総理し、選定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 選定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(調査の実施等)

第8条 委員長は、選定委員会に調査員を置き、必要な調査をさせることができる。

2 前項の調査員は、豊中市教育委員会事務局職員又は小学校、中学校若しくは義務教育学校の校長、教頭若しくは教諭若しくは義務教育学校の副校長のうちから委員長が任命する。

3 第4条第3項の規定は、調査員について準用する。

4 調査員は、調査の経過、結果等を委員長に報告しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、調査員の人数その他調査の実施に必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

(関係者の出席等)

第9条 選定委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第10条 選定委員会の庶務は、豊中市教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営について必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 豊中市立小学校教科用図書選定委員会規程（平成22年豊中市教育委員会規則第7号）は、廃止する。
- 3 豊中市立中学校教科用図書選定委員会規程（平成23年豊中市教育委員会規則第13号）は、廃止する。
- 4 この規則の施行後最初に招集される選定委員会並びに委員長及び副委員長に事故がある場合その他の委員長の職務を行う者が不在の場合における選定委員会の招集及び委員長が決定されるまでの選定委員会の議長は、教育長が行う。
- 5 平成30年度に限り、第4条第2項第2号ア及び第3号に定める者のうちから委嘱する委員（同項第3号に定める者のうちから委嘱する委員にあつては、小学校に在籍する児童生徒の保護者の代表に限る。）に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該任命され、又は委嘱された日の属する年度の8月31日」とあるのは、「第3条の規定に基づく小学校において使用する教科用図書の選定についての調査審議が終了した日」とする。
- 6 平成31年度に限り、第4条第2項第2号イ及び第3号に定める者のうちから委嘱する委員（同項第3号に定める者のうちから委嘱する委員にあつては、中学校に在籍する児童生徒の保護者の代表に限る。）に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該任命され、又は委嘱された日の属する年度の8月31日」とあるのは、「第3条の規定に基づく中学校において使用する教科用図書の選定についての調査審議が終了した日」とする。

附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第18号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。